

福岡県公報

平成二十四年十二月十四日
第三千四百五十四号
増刊
①

目次

規 則 (第五十七号・第五十八号)

○理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(保健衛生課) ……………一

○福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則

(保健衛生課) ……………一

再 掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………二

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………三

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………三

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………五

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………五

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………六

規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十七号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

第一条 理容師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

第二条 美容師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「外国人登録証明書」を「住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十八号

福岡県ふぐ取扱条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県ふぐ取扱条例施行規則(昭和五十四年福岡県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載した

ものに限る。)。ただし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者

にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写しとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

所 備 事 務 整 備			
副所長の 決裁事項	所長の決 裁事項	出張所長 の決裁事 項	支所長の 決裁事項
支所の所掌事務については支所長、災害事業センターの所掌事務についてはセンター長、出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいなく、所長が指定する職員)	支所の所掌事務については支所長、八女県土整備事務所災害事業センター(以下「災害事業センター」という。の所掌事務についてはセンター長、その他の事務については副所長又は当該事務を担当する地域整備企画監	所長が指定する職員	主務課(室)の課(室)長 課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は副長(係長及び副長を置かない課(室)にあつては、所長が指定する職員)
支所及び災害事業センターの所掌事務については主務課(室)の課(室)長、出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は主務課	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいなく、所長が指定する職員)	所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課又は室にあつては所長が指定する職員 (室)がない場合は、所長が指定する職員) 主務係の係長又は主務課の副長

に改める。

第二十一条の十一の次に次の一条を加える。
(災害事業センター長専決事項)

第二十一条の十二 災害事業センター長に、次に掲げる事務を専決させることとする。

一 委任規則第十一条第二号から第四号まで、第五号の二、第十二号ハからホまで、第十五号及び第二十一号に規定する事務(同条第二号に規定する事務については所属職員の事務分担に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第十二号ハからホまでに規定する事務については所長が指定する庁用自動車に係るもの、同条第十五号及び第二十一号に規定する事務については災害事業センターの所管に係るものに限る。)

二 第二十一条第三号イからチまで及び同条第四号に規定する事務(所属職員に係るものに限る。)

出張所長 の決裁事 項	課(室) 長の決裁 事項	センター 長の決裁 事項	支所長の 決裁事項 (室)長	主務課の課長	(室)の副長、係長及び副長を置かない課(室)にあつては所長が指定する職員(主務課(室)がない場合は、所長が指定する職員)
所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は副長(係長及び副長を置かない課(室)にあつては、所長が指定する職員)	主務課の課長	主務課(室)の課(室)長	主務課の係長	主務係の係長又は主務課の副長
所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課又は室にあつては所長が指定する職員	主務係の係長	主務係の係長又は主務課の副長	主務係の係長	主務係の係長又は主務課の副長

三 所属職員（役付職員を除く。）の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について所長に意見を述べること。

四 平成二十四年七月に発生した豪雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、河川等災害関連事業その他災害関係事業の工事の実施に関する事務（次に掲げる災害事業センターの所管に係るものに限る。）

イ 工事の施行予定箇所を調査すること。

ロ 工事の工程を定めること。

ハ 工事代金の部分払の請求書又はしゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること。

ニ 潰地の買収又は物件の移転の承諾書及び不動産登記法に規定する必要書類を提出させ、所有権移転の手続を行うこと。

第二十二條第一項中「支所長」の下に「センター長」を加える。

第二十二條の三第三項中「の支所」の下に「又は災害事業センター」を加え、「支所長」と読み替えるものを「それぞれ「支所長」又は「センター長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

県土整備事務所		水産海洋技術センター	
副所長 支所長 地域整備企画監	所長	企画管理部長 研究部長 研究所長	所長
五種	三種	三種	一種

を

県土整備事務所		水産海洋技術センター	
副所長 支所長 地域整備企画監	所長	企画管理部長 研究部長 研究所長	所長
五種	三種	三種	一種

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年十二月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

県土整備事務所	所長	副所長	地域整備企画監	支所
	長	課長	室長	出張所長

を

県土整備事務所	所長	副所長	支所長	センター長
	長	地域整備企画監	課長	室長
			出張所	

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年十二月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

県土整備事務所	係長 副長	出張所長	所長
		室長	副所長
		課長	支所長
		課長補佐	地域整備企画監
		用地主幹	
		地域整備主幹	

を

県土整備事務所	係長 副長	出張所長	所長
		室長	副所長
		課長	支所長
		課長補佐	センター長
		用地主幹	地域整備企画監
		地域整備主幹	

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年十二月一日から施行する。